

前倒しを実施する施策

- 基本目標Ⅰ 快適で暮らしやすいまち (都市基盤)
 - 基本施策ⅱ 快適な住宅地の整備
 - 施策 4 : 良好な居住環境の形成

- 基本目標Ⅲ 健やかに暮らしみんなで支え合うまち (保健・福祉・医療)
 - 基本施策ⅰ 子どもが健やかに育つための環境づくり
 - 施策 3 2 : 多様な保育サービスの推進

 - 施策 3 4 : 地域における健やかな子育ての実現

 - 施策 3 5 : 子育て家庭への経済的支援

 - 基本施策ⅱ 高齢者の生きがいがづくり
 - 施策 3 7 : きめ細やかな介護予防の推進

 - 施策 3 8 : 介護サービスの適正な提供

 - 基本施策ⅲ 障害者を地域で支えるまちづくり
 - 施策 3 9 : チャレンジドが安心できる障害福祉の推進

 - 施策 4 0 : 地域で支え合う福祉の推進

 - 基本施策ⅳ 低所得者への支援
 - 施策 4 1 : 低所得者の生活の安定と自立への支援

 - 施策 4 2 : 健康な次世代を育む母子保健の推進

※ 全10施策

施策4 良好な居住環境の形成

施策の目的

安心とやすらぎを感じ、本市に長く住み続けたいと思うよう、計画的な土地整備を行い、良好な居住環境を形成します。

現状

計画的な住宅整備を行い、良好で災害に強い住宅地を形成するため、市内3地区で組合施行による土地区画整理事業を進めています。

平成22年3月31日現在の事業費ベースの事業の進捗状況は、中央第二谷中土地区画整理事業で86%、越後山土地区画整理事業で25%となっています。また、整備率は、中央第二谷中土地区画整理事業は、61.1%、越後山土地区画整理事業は、40.2%となっています。なお、白子三丁目中央土地区画整理事業は、平成21年11月に事業認可を取得し事業を進めています。

市民意識調査では、「快適な住宅地が整備されている」という項目についての満足度が37.1%と低い水準にとどまっており、3地区の早期整備を推進し良好な居住環境を提供することが望まれています。

また、国道254号から南側の和光樹林公園にかけては、市役所・児童センター・保育園・学校等の公共公益施設、住宅団地などにより構成された整った土地利用となっており、市の行政・文化機能の中核として、シンボリックなゾーンとなっていることから、より一層の機能の充実と良好な住宅市街地の形成が期待されています。

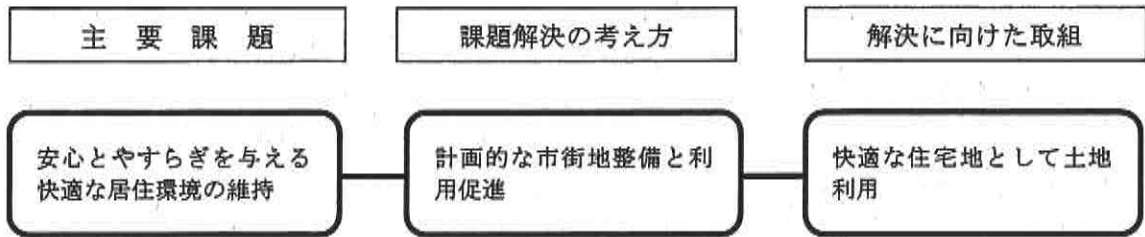
課題

土地区画整理事業を地域との協力により進めていくことが求められています。また、老朽化した西大和団地の居住環境の改善が求められています。

土地区画整理事業等区域図



課題解決の考え方と取組



取組内容

① 快適な住宅地としての土地利用

中央第二谷中土地区画整理事業、越後山土地区画整理事業、白子三丁目中央土地区画整理事業の3地区について、事業主体の土地区画整理組合に対して技術支援等を行いながら、土地区画整理事業による計画的な整備を行うとともに、地区計画を活用した住宅地として良好な居住環境を形成します。

② 住宅市街地総合整備事業の推進

西大和団地の再生に向けた事業を支援するとともに、市役所周辺の公共公益施設の計画的な整備を推進します。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
中央第二谷中土地区画整理事業整備率 (%)	61.1	100	—	指標説明：使用～ 参考資料：土地～
越後山土地区画整理事業整備率 (%)	40.2	100	—	指標説明：使用～ 参考資料：土地～
白子三丁目中央土地区画整理事業整備率 (%)	0	100	—	指標説明：使用～ 参考資料：土地～

施策32 多様な保育サービスの推進

施策の目的

働く保護者が、安心して子どもを預けられる環境を整えるとともに、子どもが元気で健やかに育つようにします。

現状

本市は子育て世帯が多いことから、多様な保育ニーズに対応するため、次世代育成支援行動計画に基づき、保育園では、乳児保育・延長保育・休日保育・年末保育・病後児保育*1といった保育サービスを実施してきました。さらに、放課後健全育成事業（保育クラブ）については、他市に先駆け、全小学校区で実施してきました。

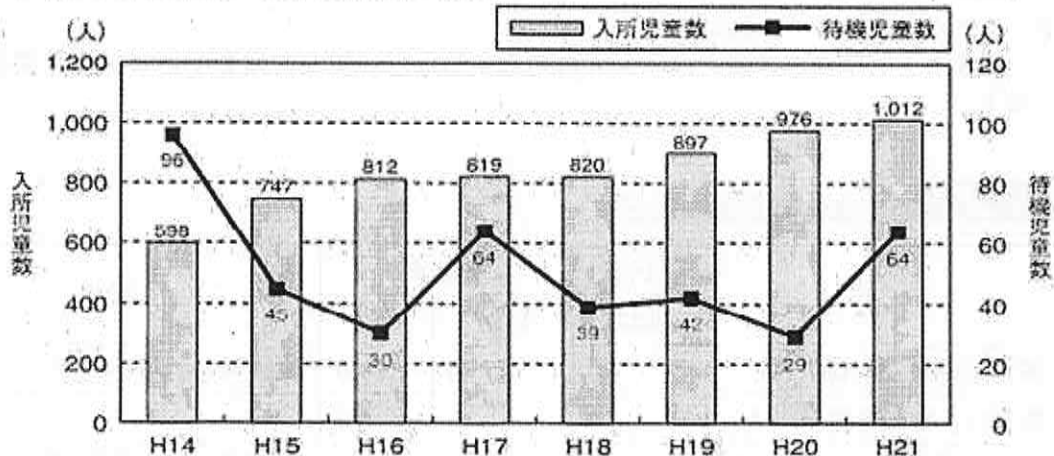
また、平成18年から20年度までの間で、民設園4園（定員230名）を整備し、待機児童の解消に努めてきました。しかし、マンションなどの建設により若い世代が多く在住していることなどから、保育園への入園申請者数や一時保育（一時預かり事業）利用希望者は、年々増え続けている状況となっています。

課題

保育園、保育クラブの待機児童の解消や一時保育の利用希望への対応が求められています。

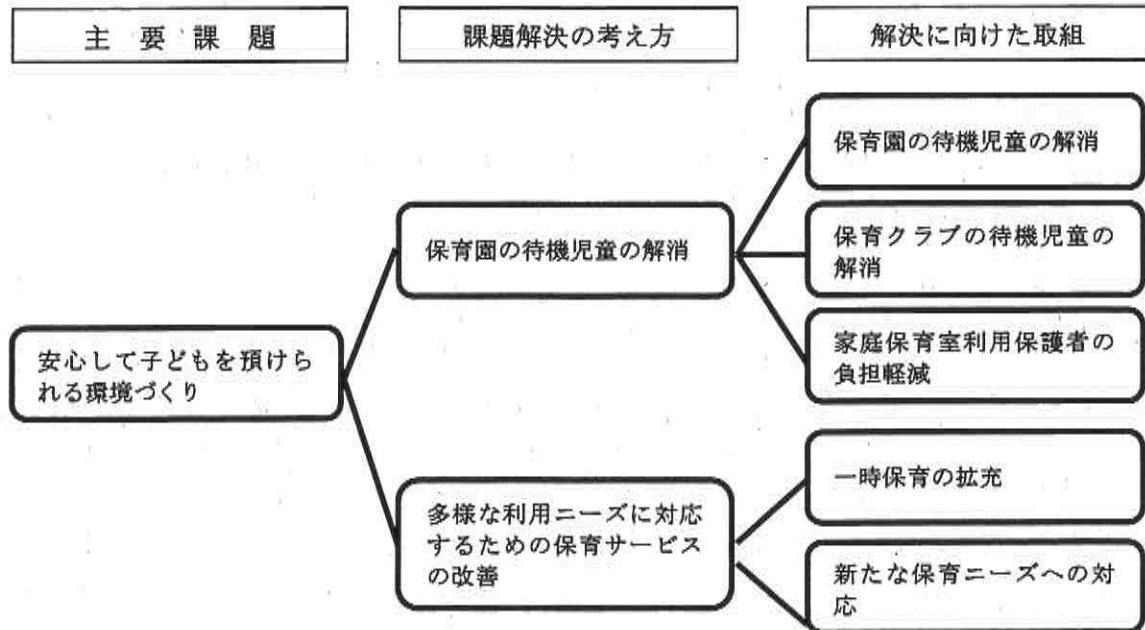
また、平成27年度からのこども・子育て支援新制度に向けて保育ニーズに対応した計画の策定、利用者支援が求められています。

保育園入所児童数・待機児童数の推移



*1 病後児保育とは、保育園・保育クラブ（小学校3年生まで）などに通園（通所）している乳幼児及び児童が、病気の回復期にあって、まだ、集団保育ができない期間を別に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援すること。

課題解決の考え方と取組



取組内容

- 1 保育園の待機児童の解消**
 保育園の改修や民間保育施設支援などを計画的に行うとともに、待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備を進めます。
- 2 保育クラブの待機児童の解消**
 保育クラブの整備と併せて受入児童数や受入児童年齢の見直しなどを行い、待機児童の解消を図ります。
- 3 家庭保育室利用保護者の負担軽減**
 認可保育園に比べて高額である家庭保育室の保育料に対する保護者の負担軽減を図るため、所得に応じた助成を行います。
- 4 一時保育の拡充**
 一時保育未実施及び**新設園等**での一時保育の導入を図ります。
- 5 新たな保育ニーズへの対応**
 認定こども園などの新たなニーズに対応するなど、更なる保育サービスの充実を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
保育園待機児童数（人）	64	0	0	参考資料：わこう子どもプラン
保育クラブ待機児童数（人）	3	0	0	
子育て環境が十分であると 感じる市民の割合（%）	21.8	32.0	43.0	指標説明：子育て環境に満足している世帯／子育て世帯 参考資料：市民意識調査

施策34 地域における健やかな子育ての実現

施策の目的

子どもが身近な地域で安心して、友だちと触れ合いながら、健やかに育つようにします。

現状本市では、4箇所の子育て支援拠点及び4箇所の児童センター（館）などが、子育て中の親子、小中学生の交流拠点となっています。わこう子どもプラン策定のためのアンケート調査では、子育て支援拠点及び児童センター（館）などを「利用している人」及び「今後利用したい・利用を増やしたい人」を合わせると76.1%になっており、今後も利用者が大幅に増加することが見込まれます。

また、同アンケートでは、小学生の保護者のうちの45%が優先的に解決すべき課題として「地域に中高生の居場所づくりが必要」と答えており、さらに中学生を対象とした聞き取り調査でも、多くが「友だちと遊べる場所が欲しい」と答えています。

さらに、同アンケート調査では、未就学児保護者のファミリー・サポート・センター事業に対する認知度が80.0%と高く、利用者の満足度も63.2%と高くなっています。

現状

本市では、4箇所の子育て支援拠点及び4箇所の児童センター（館）などが、子育て中の親子、小中学生の交流拠点となっています。わこう子どもプラン策定のためのアンケート調査では、子育て支援拠点及び児童センター（館）などを「利用している人」及び「今後利用したい・利用を増やしたい人」を合わせると76.1%になっており、今後も利用者が大幅に増加することが見込まれます。

また、同アンケートでは、小学生の保護者のうちの45%が優先的に解決すべき課題として「地域に中高生の居場所づくりが必要」と答えており、さらに中学生を対象とした聞き取り調査でも、多くが「友だちと遊べる場所が欲しい」と答えています。

さらに、同アンケート調査では、未就学児保護者のファミリー・サポート・センター事業に対する認知度が80.0%と高く、利用者の満足度も63.2%と高くなっています。

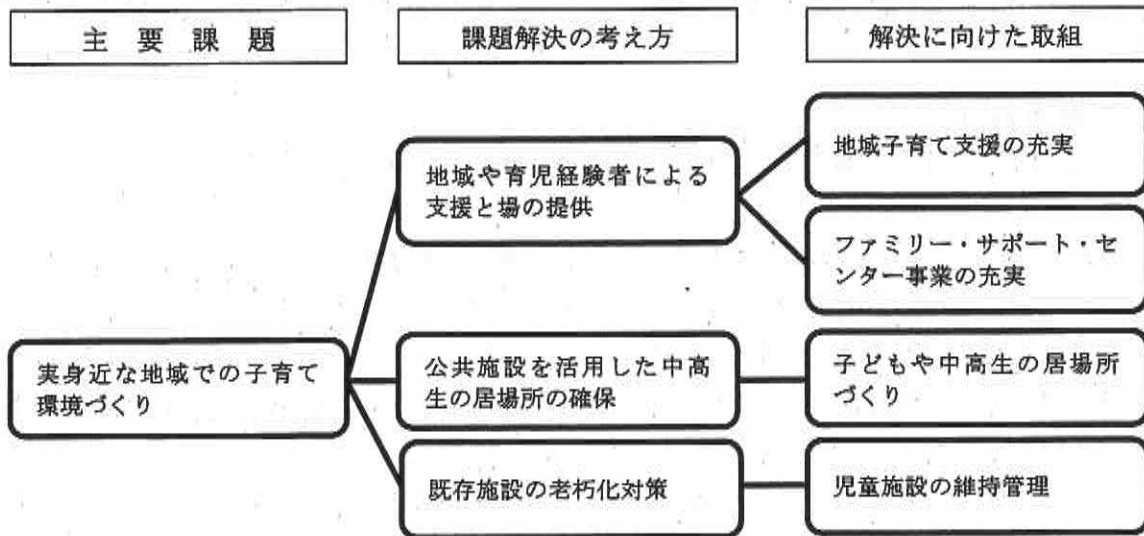
課題

地域における子育て支援の重要性は十分認識されているものの、中高生が安心して友だちと集える場所は不足しており、中高生の居場所づくりが求められています。

また、ファミリー・サポート・センター事業に対する認知度や利用者の満足度は比較的高いものの、今後、事業の更なる充実を図るためには、協力会員の増加が求められています。

さらに、既存の児童施設の老朽化が目立つことから、子どもたちの安全を確保するための対策が必要です。

課題解決の考え方と取組



取組内容

- 地域子育て支援の充実
子育て中の保護者が、地域から孤立することがないように、つどいの広場や子育て支援センターを活用し、相互に交流できる場を整備します。また、ホームスタート*1への支援を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業の充実
 ファミリー・サポート・センター事業をより充実させるため、特に、60歳代の子育て経験者や依頼会員などを対象に協会の増加を図ります。
- 子どもや中高生の居場所づくり
 既存の公共施設を活用し、中高生などが幅広く利用できる施設（居場所）をつくります。また、児童が安心して利用できる施設として、児童センター（館）を活用します。さらに、児童センターでは、児童と高齢者が触れ合うなどの世代間交流を進めます。
- 児童施設の維持管理
児童センター（館）、総合児童センタープールなどの施設については、民間活力を利用した多機能施設への転換を図り整備します。また、下新倉児童センターについては、新設小学校併設施設として整備します。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
子育て支援拠点の利用者数（人）	95,557	100,000	100,000	参考資料：わこう子どもプラン
ファミリー・サポート・センター援助活動件数（件）	5,120	8,100	10,000	参考資料：わこう子どもプラン
既存施設の活用による中高生などの居場所（箇所）	1	3	3	参考資料：わこう子どもプラン

*1 ホームスタートとは、育児不安を抱えている家庭をボランティアが訪問し、友人のように寄り添いながら話を聴いたりする家庭訪問型子育て支援事業のこと。

施策35 子育て家庭への経済的支援

施策の目的

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもを安心して養育できるようにします。

現状

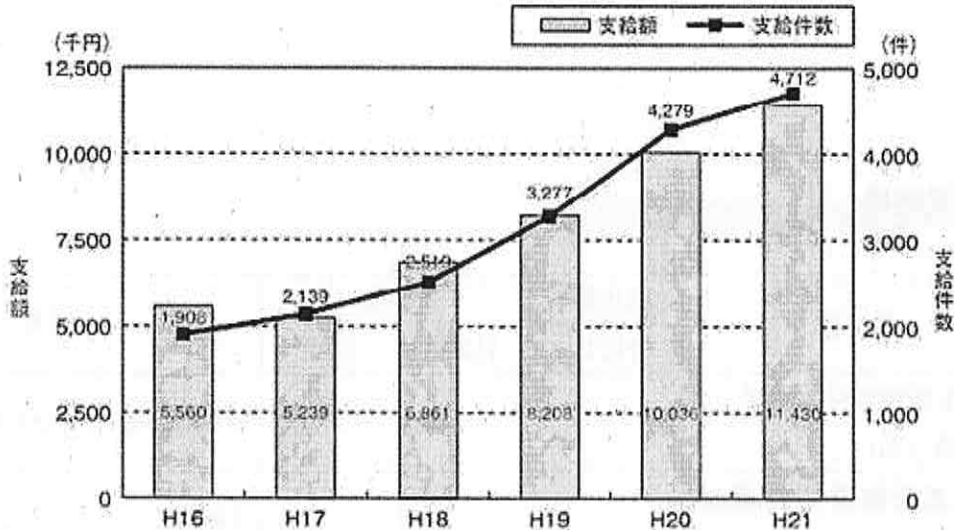
子どもへの医療費助成については、中学校修了前までの入通院対象として、実施しています。また、中学校修了前までの児童を養育している家庭に対しては、児童手当を支給しています。

さらに、ひとり親家庭などへの支援としては、児童扶養手当の支給及び医療費の助成を所得に応じて実施しています。

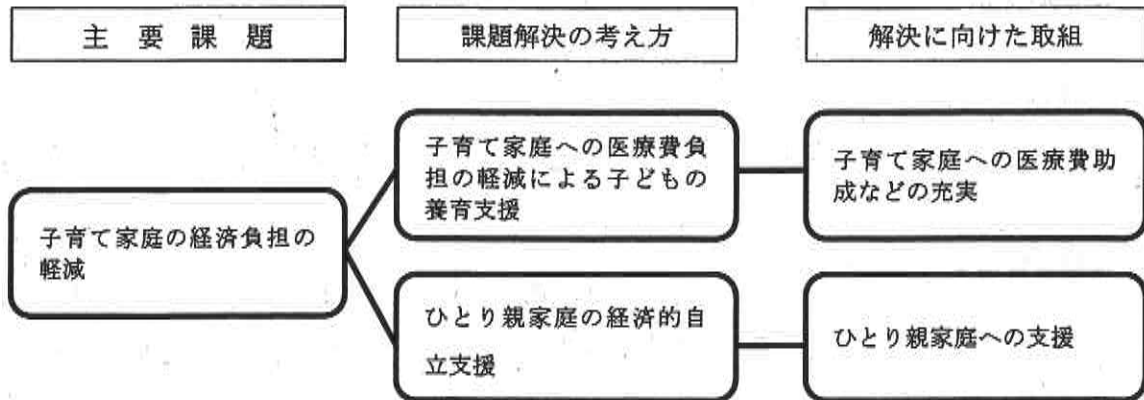
課題

経済環境の悪化に伴い、経済的支援を必要とするひとり親家庭などからは、医療費助成の更なる充実が求められています。また、ひとり親家庭の経済的自立を促進するための市独自の自立支援策が求められています。

ひとり親家庭等医療費支給額・支給件数の推移



課題解決の考え方と取組



取組内容

1 子育て家庭への医療費助成などの充実

子育て家庭への医療費の負担軽減のため、引き続き、医療費の助成を行うとともに、子どもを安心して養育できるよう経済的支援を行っていきます。

2 ひとり親家庭への支援

児童扶養手当やひとり親家庭等医療費制度の支援のほか、ひとり親家庭などの日常生活を支援する市独自の施策を検討・実施します。また、ひとり親の主体的な能力開発の取組を支援し、経済的自立を促進します。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
子ども医療費受給資格登録率 (%)	—	100	100	参考資料：わこう子どもプラン
自立支援教育訓練給付(件)	5	10	10	参考資料：わこう子どもプラン

施策37 きめ細やかな介護予防の推進

施策の目的

多くの高齢者が介護を必要とせず、できるだけ自立した日常生活を送れるようにします。

現状

本市においては、全国的に高齢化が進展する中で、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、全国に先駆けて平成15年度から介護予防事業を展開しています。

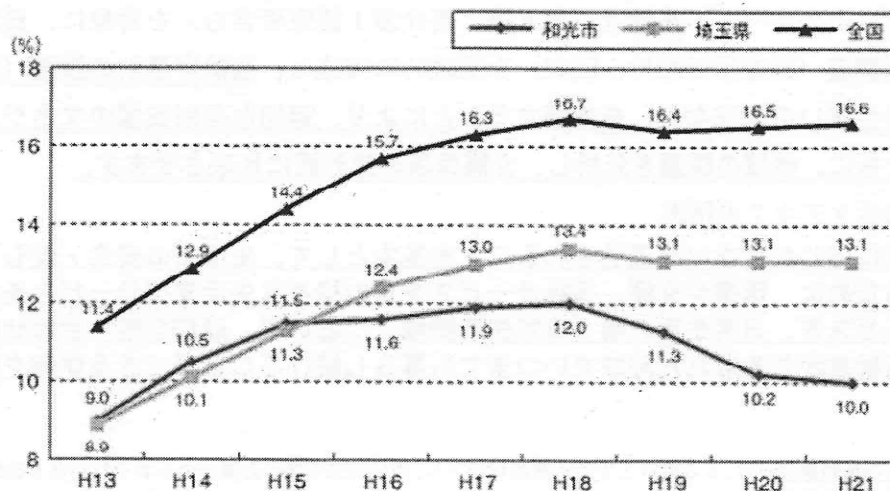
また、その柱となる市、地域包括支援センター*1、関係事業者や医療関係者などで構成するコミュニティケア会議*2において、他制度間の調整や処遇困難事例などの検討を含む、きめ細やかな介護予防の取組を行ってきた結果、要支援及び要介護者の認定者数の割合が平成20年度の10.2%から平成21年度の10.0%へと減少するなど、さまざまな効果が出てきています。

課題

本市では、今後も高齢化の進展が見込まれることから、地域包括支援センターの機能強化や日常生活圏域ニーズ調査*3などの取組を含め、介護予防事業（介護予防サービス・地域支援事業）の更なる充実が求められています。

また、介護予防による改善が比較的難しいとされる中重度の要介護認定者に対しても、重症化を防ぐための取組が必要です。

要介護（要支援）認定率の推移

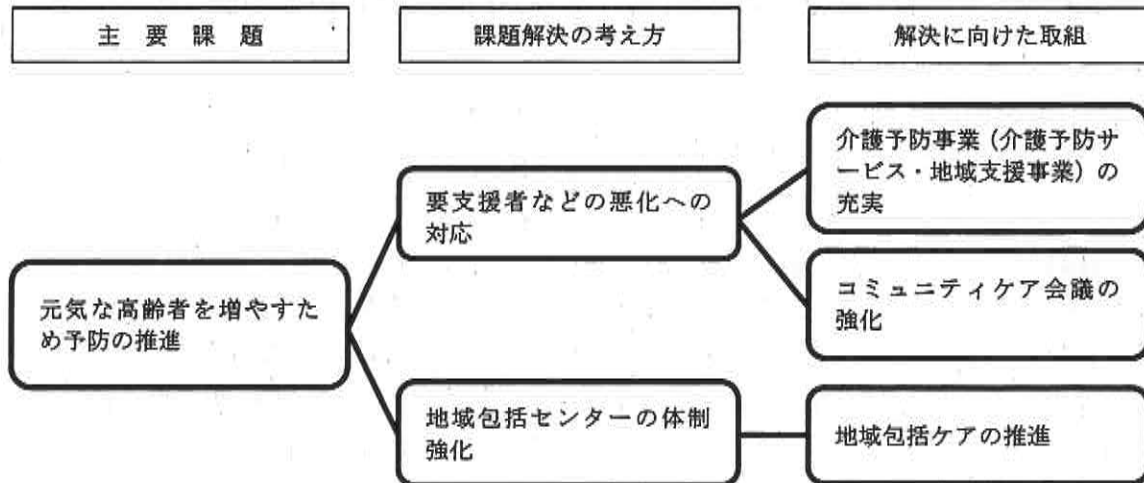


*1 地域包括支援センターとは、高齢者を対象とする予防給付の介護予防支援等を行う専門機関のこと。

*2 コミュニティケア会議とは、包括的ケアプランによる地域生活の自立支援を目的とし、他制度間の調整や処遇困難事例などを検討する会議のこと。

*3 日常生活圏域ニーズ調査とは、65歳以上の高齢者を対象に、個人の生活機能レベルを評価し、改善のためのアドバイス表を回答者に送付する調査のこと。

課題解決の考え方と取組



取組内容

- 1 介護予防事業（介護予防サービス・地域支援事業）の充実
 介護予防サービスの積極的活用により、要支援者の今後の悪化（要介護者への移行）の予防を図ります。また、介護予防・日常生活支援総合事業の導入により、二次予防事業対象者*4や一次予防事業対象者*5切れ目のない自立支援を行っていきます。
- 2 コミュニティケア会議の強化
個別のケアプラン等を総合的にコーディネートするコミュニティケア会議により、改善可能性の高いケアを行うためのケアプランの調整など、保険者である市が、地域包括支援センターやケアマネージャーへの支援を行うことで包括的マネジメント*6を実現します。
- 3 日常生活圏域ニーズ調査の実施
 65歳以上のすべての高齢者（要支援、要介護1認定者含む）を対象に、日常生活圏域ニーズ調査（調査用紙配付、回収）を継続的に実施し、高齢者個別の課題（個人の生活機能や住まいの状況など）を把握することにより、適切な個別支援のマネジメントを行うとともに、地域の課題を分析し、介護保険事業計画に反映させます。
- 4 地域包括ケア*7の推進
ニーズに応じた住まいが提供されることを基本として、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスを含む生活支援サービスを、日常生活の場（日常生活圏域）において、適切な組み合わせにより提供し、高齢者が住みなれた地域でいつまでも暮らし続けることができる体制を整備します。

*4 二次予防事業対象者とは、65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者のこと。

*5 一次予防事業対象者とは、65歳以上で介護の認定がなく、二次予防事業対象者に該当しない高齢者のこと。

*6 包括的マネジメントとは、支援困難事例に関するケアマネージャーへの助言、地域ケアマネージャーのネットワークを構築すること。

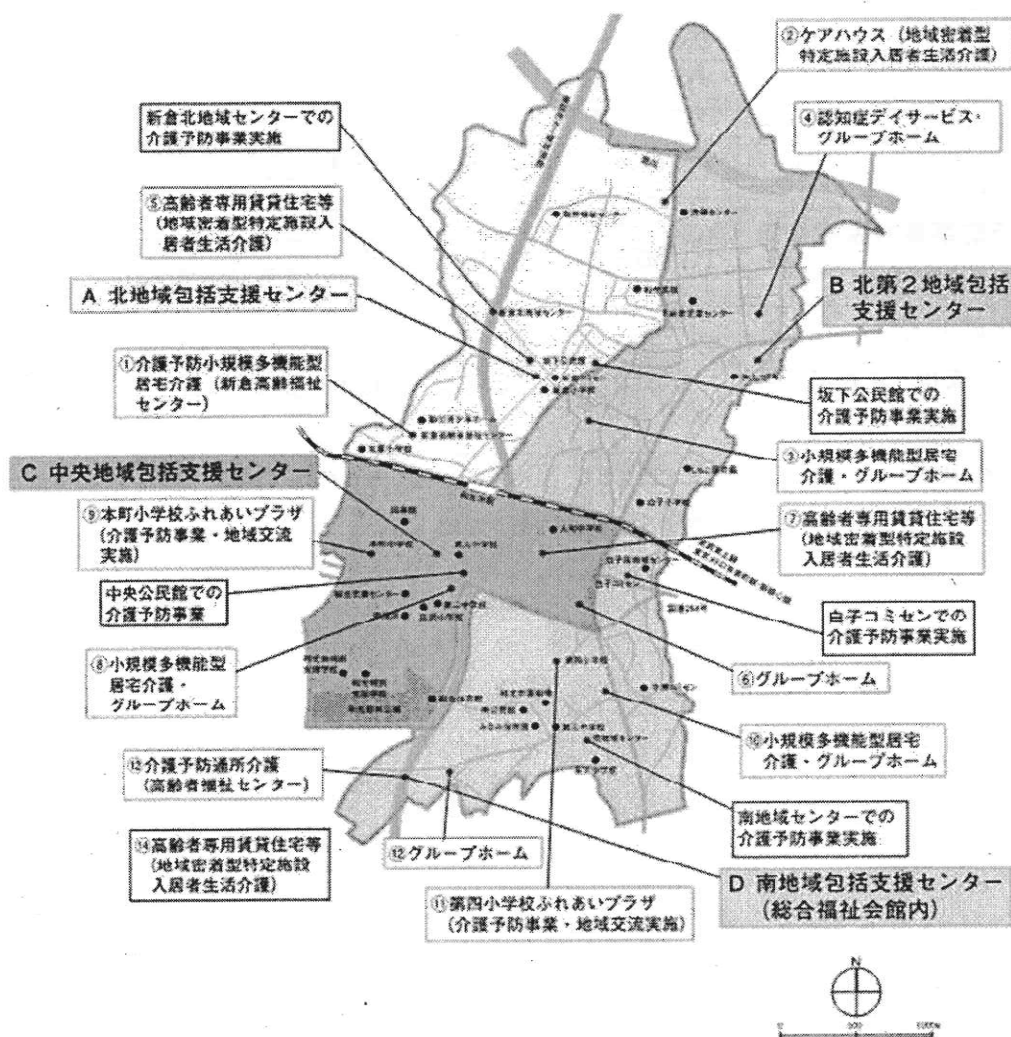
*7 地域包括ケアとは、地域包括支援センターを拠点とした、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために包括的に支援を行うこと。

施策指標

指 標	現状値	目標値		備 考
	H21	H27	H32	
要支援1、2に該当する人の改善率(%)	57.4	60.0	60.0	指標説明：介護予防ケアマネジメント*8改善率(予防給付)
二次予防事業対象者に該当する人の改善率(%)	50.5	67.0	70.0	指標説明：介護予防ケアマネジメント改善率(特定高齢者)
65歳以上人口に占める要介護(支援)認定者(第1号)の割合(%)	10.0	12.0	10.0	指標説明：要介護(支援)認定者数(第1号)/65歳以上人口

*8 介護予防ケアマネジメントとは、認定調査項目、主治医の意見書、生活行為、調査票、健診、本人・家族との話し合いなどをもとに現状の生活行為に関する評価分析を行うこと。

長寿あんしんブラングランドデザイン



地域包括支援センターの担当地区

名称	担当地区
北地域包括支援センター	大字新倉、新倉1～8丁目
北第2地域包括支援センター	大字下新倉、下新倉1～6丁目、白子3・4丁目、白子2丁目の一部
中央地域包括支援センター	本町
中央第2地域包括支援センター	中央1・2丁目、西大和団地、広沢1・3・4番、丸山台1丁目から3丁目まで、白子2丁目24番
南地域包括支援センター	白子1丁目、白子2丁目の一部、諏訪、諏訪原団地、広沢2番、南1・2丁目

施策38 介護サービスの適正な提供

施策の目的

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して過ごせるようにします。

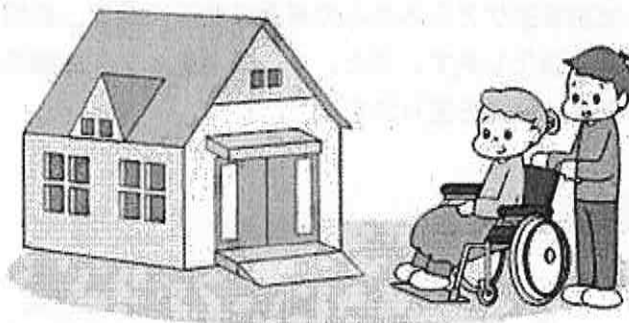
現状

平成18年の介護保険法の改正により、住み慣れた地域での生活を支えるためのものとして地域密着型サービス*1が創設され、本市でも、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画や介護保険法の主旨に基づき、地域密着型サービスの拠点として小規模多機能居宅介護施設*2及び認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の施設整備を積極的に推進しています。

また、介護サービスについては、在宅介護を基本とした各種介護サービスを提供しています。

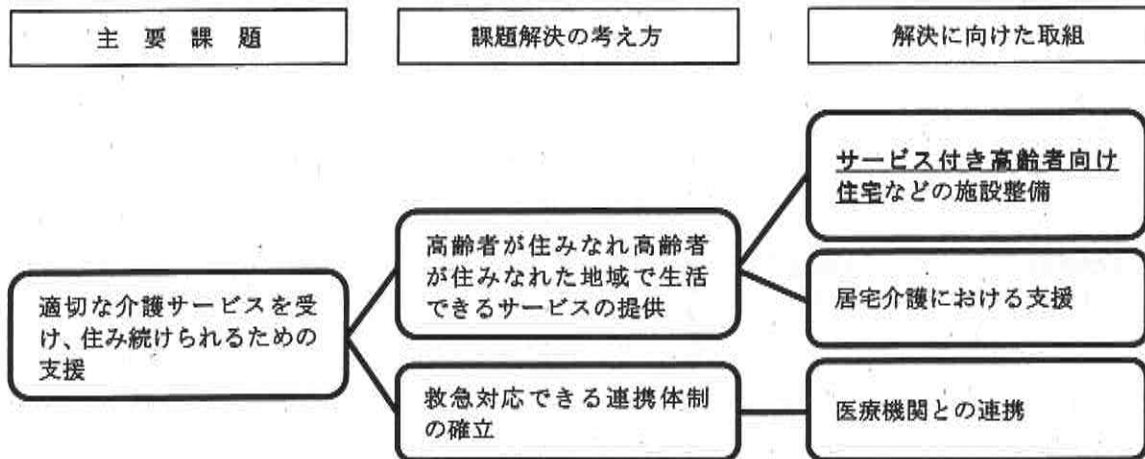
課題

介護療養型医療施設*3が平成23年度に廃止されることから、その受け皿となる施設整備が求められます。また、救急医療機関との連携が求められています。さらに、在宅介護の限界から、従来の介護サービスについての見直しが必要になっています。



- *1 地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス事業のこと。
- *2 小規模多機能居宅介護施設とは「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供し在宅での生活の継続性を支援する施設のこと。
- *3 介護療養型医療施設とは、長期にわたり療養を必要とする高齢者や慢性期に至った認知症高齢者などを入所対象とし、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練やその他必要な医療を行う施設のこと。

課題解決の考え方と取組



取組内容

1 サービス付き高齢者向け住宅*4などの施設整備

地域包括ケアシステムを構築するため、在宅療養診療所*5や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス*6事業所等を併設したサービス付き高齢者向け住宅の整備を図り、在宅介護の支援拠点として、近隣地域にも安心と安全を届けます。

2 在宅介護における支援

居宅サービス・地域密着型サービスの充実を図るとともに、市町村特別給付を活用することにより、要介護度が4から5の高齢者でも、居宅において適切なサービスを受けながら生活することができるよう、在宅介護の限界点を高めるための取組を進め、介護ニーズに対する選択肢の拡大を図ります。

3 医療機関との連携

地域包括ケアシステムの構築を念頭に置き、在宅介護を支援するため、医療機関との連携を強化します。また、コミュニティケア会議を通じた施設や病院における入退院時の効果的連携を図ります。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
地域密着型拠点施設整備 (箇所)	12	14	14	
介護サービスの利用割合 (%)	84.4	80.0	80.0	指標説明：居宅・地域密着型サービス利用件数/全サービス利用件数

施策39 チャレンジドが安心できる障害福祉の推進

施策の目的

チャレンジドが安心して地域生活を送れるようにします。

現状

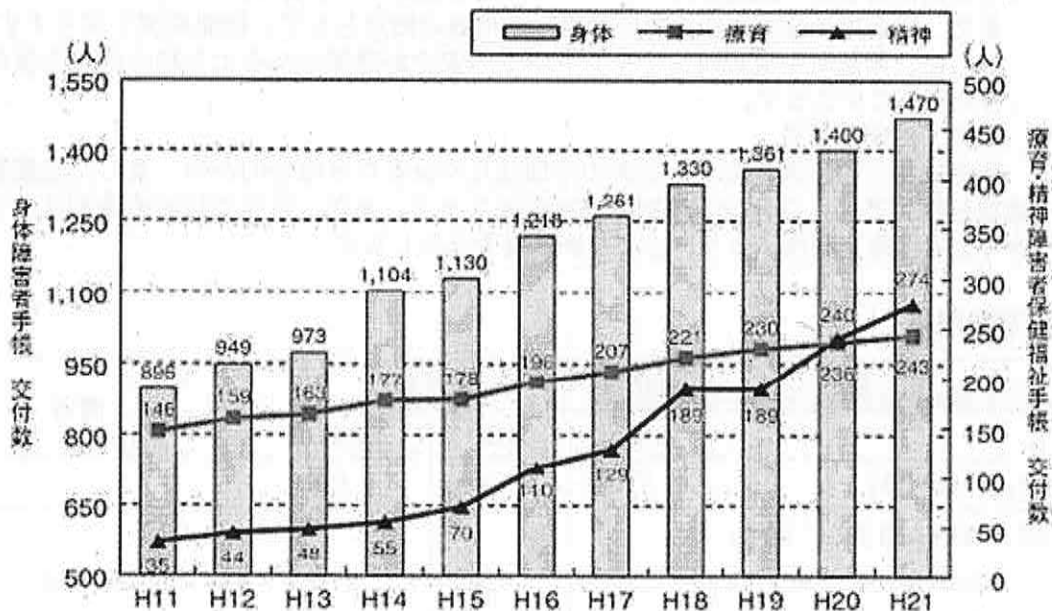
本市では第三次障害者計画、第二期障害福祉計画及び地域福祉計画を策定し、障害者のための福祉施策を推進しています。

また、身体・知的・精神の各障害に対する対応を一元化し、サービス提供を行う地域の拠点として総合福祉会館（ゆめあい和光）を整備し、相談支援、就労支援といった障害者福祉サービスの充実に努めています。

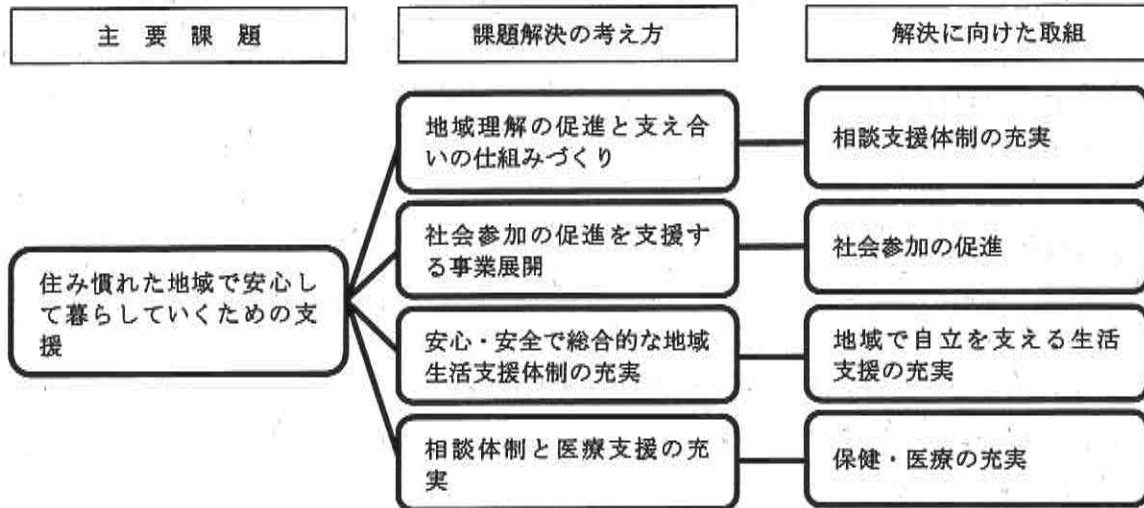
課題

チャレンジドが増加している状況の中で、地域の理解促進と支え合いの仕組みづくりや社会参加のための環境整備やまちづくりにおけるバリアフリー化への取組が十分とはいえません。また、保健・医療体制についても改善の余地があります。こうした状況を踏まえ、今後もチャレンジドの地域生活支援のための多様な支援策の拡充を図る必要があります。

障害者手帳交付数の推移



課題解決の考え方と取組



取組内容

1 相談支援体制の充実

地域生活支援センターを相談拠点として、市民・市・関係機関などと連携の上、地域で安心して生活できるよう権利擁護を図ります。また、チャレンジドのライフステージに合わせた一貫・継続した相談支援体制・地域包括ケアシステムを構築し、更に、障害者就労支援センターを拠点として、市内企業、教育機関及びハローワークなどと連携を強化しながら、情報提供、相談から就職、職場定着まで総合的な支援を行います。

2 社会参加の促進

スポーツ・レクリエーションなどの活動や各種福祉サービスを充実し、チャレンジドの社会参加を支援します。

3 地域での自立を支える生活支援の充実

在宅支援、施設支援及び日中活動の場の整備などを行い、介護者の精神的・肉体的な負担軽減にも配慮しながら新しいサービスの充実を図るとともに、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、施設等のバリアフリー化を進めていきます。

また、総合福祉会館（ゆめあい和光）を地域の拠点として、機能充実を図ります。

さらに、緊急時や災害時にチャレンジドの安全が確保されるよう総合的な支援体制づくりを進めていきます。

4 保健・医療の充実

関係機関との連携を図り、障害の早期発見や療育など総合的かつ一貫した相談支援・地域包括ケアマネジメント体制の充実を図ります。また、自立支援医療費制度、重度心身障害者医療費制度により、必要な医療費を支給します。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
相談件数（件）	5,589	5,880	6,150	
障害福祉に関する「満足」「まあ満足」と答えた人の割合（%）	12.3	20.7	27.7	参考資料：市民意識調査

施策40 地域で支え合う福祉の推進

施策の目的

地域住民の誰もが地域で支え合う福祉の中で安心して生活できるようにしていきます。

現状

市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、本市では、地域福祉計画に基づき、地域の問題を市民自らが気づき、解決に取り組むことができるような地域の支え合いを実現するため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

課題

福祉ニーズの多様化に伴い地域住民など個々に即した対応が求められていますが、従来の行政中心のサービス提供では十分な対応が困難となっています。また、地域福祉に関する身近な相談窓口の設置などをはじめ、福祉に関する地域交流の場や市民の福祉に対する一層の理解が求められています。



西大和団地まつりの風景

課題解決の考え方と取組



取組内容

1 地域でコミュニケーションしやすい環境づくり

イベントや講座などを通じて地域住民同士の交流の機会を増やし、地域に触れ合い、地域を知ることができるような環境づくりを進めます。

2 福祉に対する理解の普及

ゆめあい和光まつりや市内小中学校における福祉教育などを通じて、市民の福祉に対する理解について、ボランティアと連携し、普及・啓発を進めます。

3 地域の組織や団体との連携

社会福祉協議会や民生・児童委員協議会、学校及び自治会などの地域の組織や団体と連携を図り、地域での困りごとや気付きなどへの相談や支援を、地域で行うことができるような拠点整備を進めていきます。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
地域福祉計画進捗状況 (%)	85.0	90.0	90.0	指標説明:H27目標値は第二次同計画(H22~H26)の達成状況、H32目標値は第三次同計画(H27~H31)の達成状況を示す。
民生委員定員充足率 (%)	94.5	96.3	98.0	

施策4-1 低所得者の生活の安定と自立への支援

施策の目的

生活に困窮する市民が健康的で文化的な生活を送れるようにします。

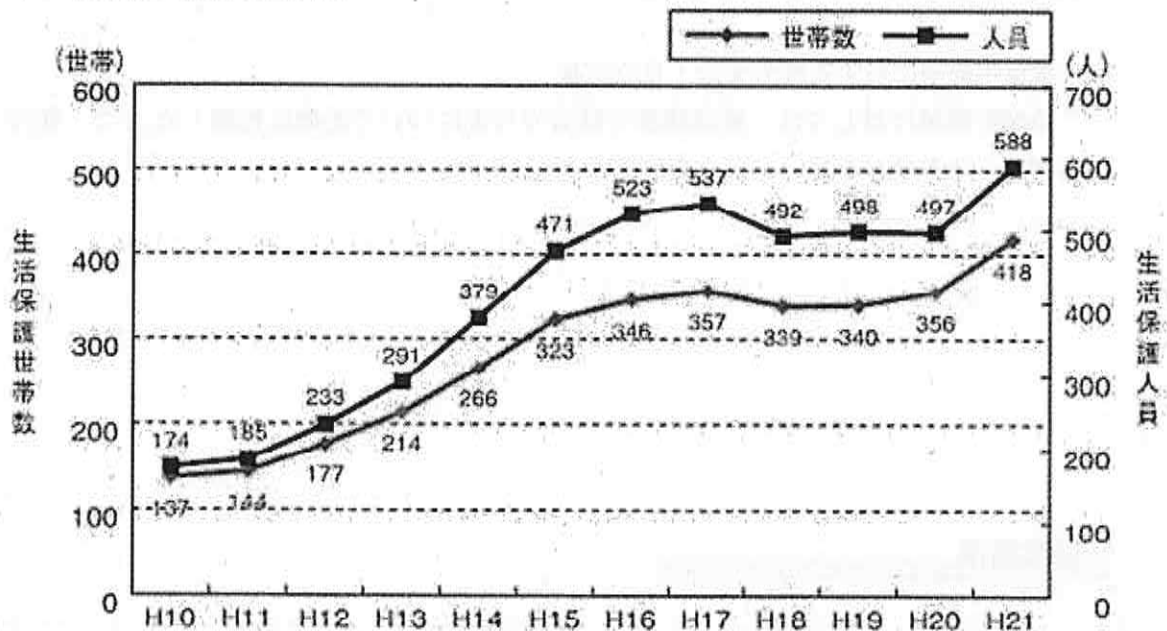
現状

経済情勢の悪化による景気低迷の影響により、雇用環境が一段と厳しさを増す中、本市でも低所得者に対する経済的自立に向けた支援に取り組んでいるものの、保護世帯数は、平成20年度末の356世帯に対して、平成21年度末では418世帯と増加傾向を示しています。

課題

生活相談件数、生活保護申請件数が増加する一方で、自立世帯数は伸び悩んでいます。また、稼働年齢層*1に対する就労支援・自立支援が不十分です。

生活保護世帯数等の推移



*1 稼働年齢層とは、就労を阻害する要因（病気、高齢、障害など）がなければ、就労義務があり、就労指導の対象となる年齢層（通常18歳から65歳までを指す。）のこと。

課題解決の考え方と取組



取組内容

1 生活困窮者への相談と生活保護の実施

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、相談者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立と就労支援等の体制を構築します。また、面接相談時に的確な状況把握に努め、生活保護法の趣旨に基づき適切に生活保護を実施します。

2 稼働年齢層に対する就労支援・自立支援

稼働年齢層に対しては、被保護者の就労の可否についての的確に把握した上で、就労への指導・助言などを行い、自立を支援します。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
自立世帯数（世帯）	5	10	10	

施策42 健康な次世代を育む母子保健の推進

施策の目的

次世代の担い手となる子どもたちが、安心して生み育てられ、また、乳幼児が健やかな成長・発達ができる環境づくりを推進します。

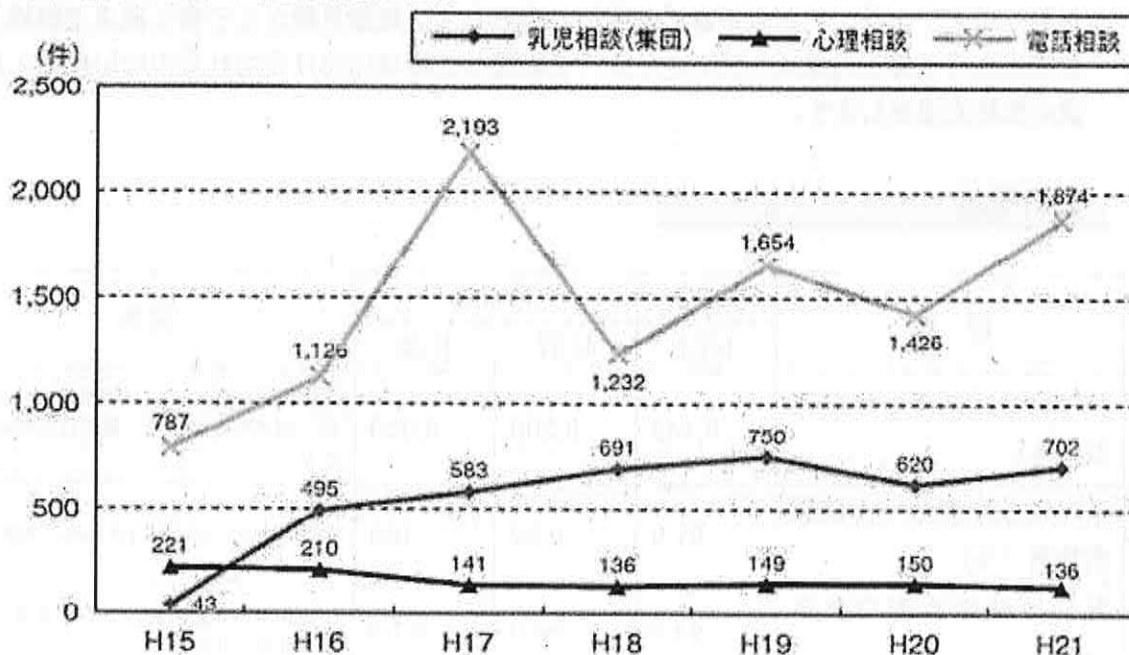
現状

本市は子育て世代が多いため、母子保健に対するニーズが高くなっています。乳幼児の発育・発達に関する相談に対応するため、専門医や臨床心理士*1による相談支援事業を保健センターで行っています。生後4箇月までの乳児の全戸訪問事業や健康診査受診率の向上、未受診児追跡などに力を入れ、乳幼児の健やかな成長、発達のための健康支援を行っています。また、虐待予防については、関係機関との情報連携により、虐待の防止に積極的に取り組んでいます。

課題

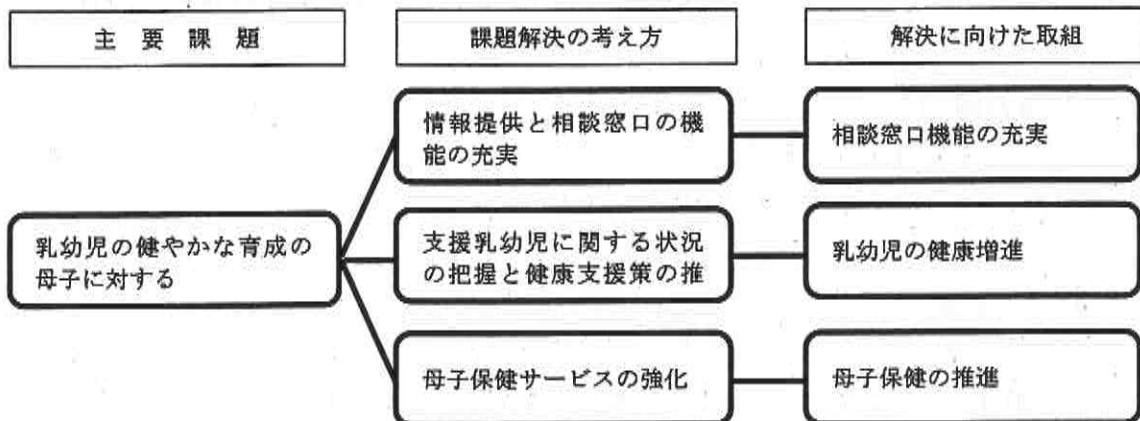
複雑化、多様化する母子保健に対するニーズに妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援が求められています。また、母子健診の未受診者への対応が求められています。

母子保健に関する相談件数の推移



*1 臨床心理士とは、カウンセリングや諸種の心理療法などを担当する専門職のこと。課題解決の考え方と取組

課題解決の考え方と取組



取組内容

1 相談窓口機能の充実

市民の健康づくりの拠点である保健センターの相談機能を強化します。また、地域で活動する子育て支援関連団体などと連携し、保健情報の発信や相談窓口の周知を行います。

2 乳幼児の健康増進

全乳幼児の健康状態を把握するため、各種健康診査の受診率を高め、乳幼児の健康増進を図ります。また、子育て支援関連団体などとの連携を図り、未受診児の把握に努め、受診するよう対応していきます。

3 母子保健の推進

母子保健における国の動向や市民ニーズに対応し、妊娠時からの一貫した母子健康管理システムを強化し、保護者の育児相談や健康教育事業などの母子保健サービスの充実を図ります。また、子ども子育て支援の一環として、妊娠早期から子育て期まで継続して相談を行う母子保健コーディネーターを配置し、地域における切れ目のない妊娠・出産の包括支援をします。

施策指標

指標	現状値	目標値		備考
	H21	H27	H32	
母子保健に関する相談件数(件)	3,142	3,200	3,300	指標説明：乳児相談、幼児相談、心理相談、おかあさん相談、電話及び窓口相談など
<u>こんにちは赤ちゃん訪問実施率(%)</u>	97.0	97.9	100	指標説明：こんにちは赤ちゃん事業
乳幼児健康診査受診率(%)	94.8	96.0	97.0	指標説明：4箇月児、10箇月児、1歳6箇月児、3歳児